

開催報告

学習・意見交換会 「東京の消費者行政について」

～ざっくばらんにトーク～

日時：2015年6月29日（月） 13:30～15:30

会場：東京都消費生活総合センター17階

参加人数：98人

主催：東京消費者団体連絡センター・東京都生協連消費者行政連絡会

協賛：東京都消費者月間協賛事業



司会 中根 康子さん
(生活サポート
生活協同組合・東京)

スケジュール

- 13:30～13:40 主催者挨拶 竹内 誠 (東京都生協連 専務理事)
- 13:40～14:40 講演 「東京都の取り組みについて」
講師：東京都生活文化局 消費生活部 部長 山本 明さん
- 14:45～15:20 質問・意見交換
- 15:20～15:25 閉会挨拶 五十嵐 ちづ子 (多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク)
- 15:25～15:30 事務局からのお知らせ・閉会



毎年東京都の消費生活部の方をお招きして、東京の消費者行政についての意見交換会を開催しています。なかなか減らない消費者被害や表示の問題などについて学ぶ機会となっています。東京都は事業者に取り指導など先進的に取り組んでおられます。われわれ消費者も自分たちのことと捉え、都と一緒に住みやすい街、被害にあわない街にしていきたいと思います。秋には区市町村との懇談を予定していますので、そのことも踏まえて今日の意見交換会は積極的に参加していただきたいと思います。

主催者挨拶 竹内 誠専務
(東京都生協連)



東京都生活文化局消費生活部
山本 明部長

2015年度東京都の消費者行政の取り組みについて

2015年度予算と地方消費者行政推進交付金

●2015年度消費生活関連予算：約13億7,000万円

●東京都への交付金：約3億6,000万円

*2015年度より、名称が「地方消費者行政活性化交付金」から「地方消費者行政推進交付金」に変わりました。交付金は、地方消費者行政の更なる充実・強化を目的とし、『地方消費者行政強化作戦』の推進に役立っています。

地方消費者行政強化作戦(消費者庁)

●以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援します。

- <政策目標1> 相談体制の空白地域の解消
- <政策目標2> 相談体制の質の向上
- <政策目標3> 適格消費者団体の空白地域の解消
- <政策目標4> 消費者教育の推進
- <政策目標5> 「見守りネットワーク」の構築

東京都長期ビジョン

●10年後の東京の姿

*消費者の安全が確保され、安心して消費生活をおくることのできる社会が実現していることを目指します。

2015年度消費生活行政の重点施策～東京都消費生活対策審議会答申に対する対応を中心に～

- *悪質・巧妙化する悪質事業者への対応強化
- *消費者教育の展開
- *消費者被害救済の充実
- *高齢者を見守る仕組みづくりと支援策の充実

2015年度の主な重点的な事業

- *事業者等との連携により、高齢者に直接情報提供を行ううしくみの構築(新規事業)
- *高齢者見守りを担う人材に対する出前講座の拡大(200回から300回に増やす)
- *消費者問題マスター講座に区市町村推薦枠を設置
- *若者の消費者被害防止に向けた大学等への出前講座

2015年度東京都消費者教育アクションプログラムの概要

●特に重点的に取り組む世代やテーマ

<効果的な消費者教育の展開に向けた主な取組>

- 1 多様な主体との連携
 - ・大学等との連携による消費者教育
 - ・企業向け出前講座
- 2 区市町村への支援
 - ・消費者教育推進地域協議会等の設置への支援

<ライフステージごとの主な取組>

- 3 若者の消費者被害の防止
 - ・若者向け悪質商法被害防止キャンペーン
 - ・スマートフォン用ゲームアプリを活用した情報提供
- 4 高齢者の消費者被害の防止
 - ・高齢者悪質商法被害防止キャンペーン
 - ・高齢者向け消費者教育セミナーの実施
(東京都生協連との協働事業など)
- 5 子供の安全の確保
 - ・事故防止ガイドの保育園や幼稚園等への配布

質問・意見交換から

Q:消費者被害が東京都だけでなく近県にも広がっている場合、集団的消費者被害回復訴訟は千葉県や埼玉県なども連携して一緒に行くことはできないか。

A:特定適格消費者団体への他県の支援策について把握はしていないが、他県での動きがあれば、都としてなんらかの支援ができないか考えていく。

Q:消費者問題マスター講座の区市町村推薦はどのくらいの推薦があったのか。

A:昨年度実績は、11の市区町村から23名の推薦があり受講があった。今年度は早めに案内しているので、たくさんの人に受講してもらい人材育成ができればよいと思う。

Q:消費生活部門と福祉部門の高齢者見守りネットワークの中での消費者被害情報の連携例を説明してほしい。

A:ヘルパーから区市町村へ連絡しての対応、地域包括センターから消費生活センターへ連絡しての対応や被害にあわれた家族の方から消費生活センターに連絡があり対応した例がある。見守りをしている人に情報を出して連携しているところもあるが、できていないところもあり課題になっている。

Q:詐欺的な被害が多くなり、莫大な財産被害を受けている。悪質商法の撲滅のために警視庁との連携による立入調査を行っているが、警視庁との連携で消費生活センターではどのくらい解決できているか。

A:警視庁とは情報交換を行い連携して、行政処分と刑事罰と役割分担をしている。被害事例が多くないと動けないので、未然に防止できればよいと思うが難しい。総合的に進めながら被害を最小限にしていきたい。

Q:小学生の子どもを持つ母親だが、自転車に乗る時にヘルメットを着用している子どもが少ないと思う。自転車を購入する際にヘルメットの購入を義務付けられないか。

A:現時点では、義務付けは難しい。事故が社会的な問題として盛り上がっていけば、動きが出てくる。

Q:消費生活行政予算や職員数は、都全体の何%くらいか。

A:消費生活行政予算は都の一般会計予算(6兆9,520億円)の0.02%、消費生活対策職員数は81人(この他に消費生活総合センター相談員等の一般職非常勤職員75人)で、都の職員数(25,046人。公営企業、学校、警視庁、東京消防庁を除く。)の0.3%です。非常勤職員は含みません。

<要望>・被害が大きくなると動かないではなく、大きくなる前に動いてほしい。

・集団消費者被害回復訴訟制度は特定適格消費者団体が被害者に代わって訴訟できる画期的な仕組みだと思う。団体が訴訟主体として動けるように東京都がサポートしてほしい。

今日は若い方の参加がたくさんあった。参加者がそれぞれの区市町村に帰って活躍していくことがこれからの消費者行政の充実につながると思うので、みんなでやっていきましょう。



閉会挨拶 五十嵐ちづ子
(多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク)

参加者アンケートより

東京都の取組概要が分かり、質疑できたのはよかった。また、あまり平素聞くことができない全体像が捉えられたと思う。

高齢者見守りを担う人材に対する出前講座は、とてもよい取組だと思う。高齢者は周りが守っていく必要があると思う。

詳しくご説明頂き、消費者問題を身近に感じることができました。

実効性のある見守りネットワークの組み立てをぜひ構築していただければと思います。

【まとめ】東京都の消費者行政について、今年度の消費生活関連予算や地方消費者行政推進交付金の内容、消費者行政の重点施策、消費者教育推進アクションプログラムの概要などをわかりやすくお話いただき、地域の消費者行政と東京都の取組が共有でき参加者から好評でした。意見交換では、消費者被害をなくすための意見や高齢者の見守りのネットワークについての要望なども出され、秋に取り組む区市町村の消費者行政担当者との懇談にも活かしていける充実した内容となりました。